

選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられます

平成 27 年 6 月 22 日
在シカゴ日本国総領事館

1. 公職選挙法の改正により、2016 年（平成 28 年）6 月 19 日以降初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられることとなりました。

2. これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016 年（平成 28 年）6 月 19 日において満 18 歳以上（1998 年（平成 10 年）6 月 20 日以前の出生）で、所定の要件を満たす方であれば、2015 年（平成 27 年）6 月 19 日（改正法公布日）以降、受付が可能となりました。

3. 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。年齢満 18 歳以上（2016 年（平成 28 年）6 月 19 日現在で満 18 歳となる方も含む）で、在外選挙人証をお持ちでない方は、住所を管轄する在外公館でお手続き願います。詳しくは、最寄りの在外公館にお問合せいただくか、以下のホームページを御覧ください。

外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ：

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html